

[事案 2019-301] 損害賠償請求

・令和2年8月19日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年4月に乗合代理店を通じて契約した終身保険について、加入時に、募集人から特定疾病保険料払込免除特則（本特則）の説明を受けていなかったため、平成29年10月に腎がんになった後に支払った保険料を返還して、今後の保険料の払込を免除してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由から申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対して本特則の説明をしている。
- (2)仮に募集人からの説明がなかったとしても、申立人が説明を希望していない以上、本特則を説明する法的な義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の募集行為において過失があるとは認められず、将来の保険料払込免除を認める根拠およびその他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。